

田原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立幼稚園に就園する園児の保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興に資するため、田原市私立幼稚園就園奨励費補助金の交付について、田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める幼稚園のうち私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置するものをいう。
- (2) 園児 当該年度の前年度の末日現在の年齢が、3歳、4歳及び5歳の幼児並びに当該年度の初日以降に満3歳に達した幼児で、私立幼稚園に在園し、本市に住所を有する者又は住所を有するとみなされる者をいう。
- (3) 保護者 園児の保育に関し、私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）に入園料及び保育料（以下「保育料等」という。）の納入をする者をいう。

(補助金の対象及び額)

第3条 市長は、設置者が園児の保護者に対し保育料等を減免した園児1人につき、予算の範囲内において、当該設置者に対し補助金を交付する。

2 前項の補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする設置者は、私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長の指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 保育料等減免措置に関する調書（様式第2号）
- (2) 保育料等減免措置に関する連絡票（様式第2号の別紙）
- (3) 私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書（様式第3号）
- (4) 徴収している保育料等の額を明らかにする書類

2 前項第1号の調書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている場合、これを証明するもの
- (2) 当該年度に納付すべき市町村民税を証明するもの又は税公簿等の閲覧承諾書

(補助金の交付の決定及び通知)

第5条 市長は、補助金の交付申請に係る書類の提出を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付を決定したときは、速やかに設置者に対し私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第6条 設置者は、前条による決定の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとする場合は、私立幼稚園就園奨励費補助金変更交付申請書（様式第5号）及び私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(事業内容の変更等の決定及び通知)

第7条 市長は、補助金の変更交付申請に係る書類の提出を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の変更決定を行うものとする。

2 市長は、前項の補助金の変更交付を決定したときは、速やかに設置者に対し私立幼稚園就園奨励費補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 設置者は、市長の指定する日又は3月31日までのいずれか早い日までに私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書(様式第7号、様式第8号)を市長に提出するものとする。

(証拠書類の提出)

第9条 補助金の交付を受けた設置者は、保育料等の減免をしたことを明らかにした証拠書類として、保育料等の減免について(様式第9号)を市長が指定する日までに、市長に提出しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に対し必要な事項は、田原市補助金交付要綱に基づく。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月11日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年5月24日から施行し、改正後の田原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行し、改正後の田原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は平成28年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

（単位：円）

区 分		補助限度額（年額）		
		第1子	第2子	第3子以降
I	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000	308,000	308,000
II	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	308,000	308,000	308,000
		272,000	290,000	308,000
III	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	217,000	308,000	308,000
		115,200	211,000	308,000
IV	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	62,200	185,000	308,000
V	上記区分以外の世帯	—	154,000	308,000

備考

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割額を合算する。
- 2 保育料等を減免した額が補助限度額を下回る場合は、当該減免した額を限度とする。
- 3 市町村民税の所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除の適用前の額とする。
- 4 この表のひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯をいう。
 - (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
 - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者

- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- (4) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）
- (7) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）
- (8) その他要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める者

5 多子軽減の適用に関しては、第Ⅲ階層以下の世帯については、多子計算に係る年齢制限を撤廃、第Ⅳ階層以上の世帯については、小学校3年生までの兄及び姉の数に応じて、多子軽減を図る。ただし、多子計算に係る兄及び姉については、生計を一にする者に限る。

6 扶養親族の年齢は、当該年度の前年の12月31日現在の年齢とする。

7 休園中に保育料等が支払われていない場合及び途中退園の場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

上記の単価×{(保育料等の支払月数)÷12} (百円未満を四捨五入)

8 途中入園により、保育料等が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

上記の単価×{(保育料等の支払月数+3)÷15} (百円未満を四捨五入)

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

田原市長 様

幼稚園設置者

住 所

法人名

氏 名

印

年度私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書

年度私立幼稚園就園奨励費補助金を下記のとおり交付されるよう、田原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第4条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

様式第2号の別紙（第4条関係）

保育料等減免措置に関する連絡票

課 行

在園証明（幼稚園記入）

提出日： 年 月 日

1 園児氏名 _____

2 在園期間（見込） 年 月 日から 年 月 日まで

3 保育料等の額（見込）

入 園 料		円
保 育 料 年 額	円× か月＝	円
合計（減免限度額）		円

注意：途中退園の場合は、退園までの保育料等の額を記載

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

幼稚園設置者
又は 園 長

印

備考（幼稚園記入）

● 入園前の状況（途中入園の場合）

・ 保護者住所（旧） _____

・ 就園状況（旧） _____ 幼稚園・保育園・未就園

・ 幼稚園に就園の場合、就園奨励費の申請【 有 ・ 無 】

● 退園後の状況（途中退園の場合）

・ 保護者の住所（新） _____

・ 就園状況（新） _____ 幼稚園・保育園・未就園

● その他特記事項（例 6～8月休園のため保育料納入なし など）

※この用紙は、途中入園及び途中退園等の異動連絡票として使用します。

※途中入園の場合、この連絡票を「様式第1号 保育料等減免措置に関する調書」に添付すること。

様式第3号（第4条、第6条関係）

年度私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書

（第 子）

幼稚園名：

区分	保育料等減免措置 階 層 区 分	A 補助対象経費	B 人員	C A×B 補助金申請額
満 3 歳 児	①生活保護世帯	円	人	円
	②市民税非課税世帯及び市 民税所得割非課税世帯			
	③市民税所得割課税額 77,100円以下の世帯			
	④市民税所得割課税額 211,200円以下の世帯			
	⑤上記区分以外の世帯			
3 歳 児	①生活保護世帯			
	②市民税非課税世帯及び市 民税所得割非課税世帯			
	③市民税所得割課税額 77,100円以下の世帯			
	④市民税所得割課税額 211,200円以下の世帯			
	⑤上記区分以外の世帯			
4 歳 児	①生活保護世帯			
	②市民税非課税世帯及び市 民税所得割非課税世帯			
	③市民税所得割課税額 77,100円以下の世帯			
	④市民税所得割課税額 211,200円以下の世帯			
	⑤上記区分以外の世帯			
5 歳 児	①生活保護世帯			
	②市民税非課税世帯及び市 民税所得割非課税世帯			
	③市民税所得割課税額 77,100円以下の世帯			
	④市民税所得割課税額 211,200円以下の世帯			
	⑤上記区分以外の世帯			
合 計	①生活保護世帯 ②市民税非課税世帯			
	③市民税所得割非課税世帯			
	④市民税所得割課税額 77,100円以下の世帯			
	⑤市民税所得割課税額 211,200円以下の世帯			
	計			

様式第4号（第5条関係）

私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書

年 月 日

様

田原市長

印

年度田原市私立幼稚園就園奨励費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

1 補助事業に要する経費及び補助金交付決定額

補助事業に要する経費	金	円
補助金の交付決定額	金	円

2 補助金の交付条件

年 月 日

田原市長 様

幼稚園設置者

住 所

法人名

氏 名

印

年度私立幼稚園就園奨励費補助金変更交付申請書

年度私立幼稚園就園奨励費補助金について、下記のとおり変更交付されるよう田原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第6条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

3 補助金変更交付申請額 金 円

内訳

既 決 定 額 金 円

増（△減）額 金 円

様式第6号（第7条関係）

私立幼稚園就園奨励費補助金変更交付決定通知書

年 月 日

様

田原市長

印

年度田原市私立幼稚園就園奨励費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

- 1 変更等の内容
- 2 変更等の理由
- 3 変更後の補助事業に要する経費及び補助金交付決定額
補助事業に要する経費 金 円
補助金の交付決定額（変更後の金額）金 円
- 4 補助金の交付条件の変更

年 月 日

田原市長 様

幼稚園設置者

住 所

法人名

氏 名

印

年度私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書

田原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、別添のとおり実績報告書を提出します。

記

1 補助事業実施期間 着手 年 月 日

完了 年 月 日

2 補助事業の実績

様式第8号（第8条関係）

年度私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書

(第 子)

幼稚園名：

区分	保育料等減免措置 階 層 区 分	A 補助対象経費	B 人員	C A×B 交付決定額
満 3 歳 児	①生活保護世帯	円	人	円
	②市民税非課税世帯及び市 民税所得割非課税世帯			
	③市民税所得割課税額 77,100円以下の世帯			
	④市民税所得割課税額 211,200円以下の世帯			
	⑤上記区分以外の世帯			
3 歳 児	①生活保護世帯			
	②市民税非課税世帯及び市 民税所得割非課税世帯			
	③市民税所得割課税額 77,100円以下の世帯			
	④市民税所得割課税額 211,200円以下の世帯			
	⑤上記区分以外の世帯			
4 歳 児	①生活保護世帯			
	②市民税非課税世帯及び市 民税所得割非課税世帯			
	③市民税所得割課税額 77,100円以下の世帯			
	④市民税所得割課税額 211,200円以下の世帯			
	⑤上記区分以外の世帯			
5 歳 児	①生活保護世帯			
	②市民税非課税世帯及び市 民税所得割非課税世帯			
	③市民税所得割課税額 77,100円以下の世帯			
	④市民税所得割課税額 211,200円以下の世帯			
	⑤上記区分以外の世帯			
合 計	①生活保護世帯			
	②市民税非課税世帯			
	③市民税所得割非課税世帯			
	④市民税所得割課税額 77,100円以下の世帯			
	⑤市民税所得割課税額 211,200円以下の世帯			
	計			

様式第9号（第9条関係）

[幼稚園控え]

保育料等の減免について

住 所 _____

保護者氏名 _____ 印

幼児 _____ に係る入園料、保育料 _____ 円の
減免を受けたことを確認しました。

年 月 日

_____ 幼稚園 様

----- 〈切り取り〉 -----

[田原市提出用]

保育料等の減免について

住 所 _____

保護者氏名 _____ 印

幼児 _____ に係る入園料、保育料 _____ 円の
減免を受けたことを確認しました。

年 月 日

_____ 幼稚園 様